

京都発 みんなで創る



「歩行者優先憲章（仮称）」

— 皆様からの御意見をお待ちしています —

歩行者優先憲章（仮称）とは

京都市の都市・交通政策における全ての根幹となるものとして、市民・観光客の皆様、そして事業者、行政が一体となって、公共交通優先の「歩いて楽しいまち」を実現するための理念と行動規範を明確にした「歩行者優先憲章（仮称）」を日本で初めて制定します。



同憲章の制定に当たっては、市民アンケートやシンポジウムでの御意見を踏まえながら、「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会及び公共交通優先のライフスタイル検討部会をはじめとする3つの検討部会において、検討を重ねてきました。



この度、これまでの議論を基に「歩行者優先憲章（仮称）」をまとめ、広く市民の皆様への御意見をこの憲章に反映させるための意見募集を実施することと致しました。

つきましては、この憲章草稿案を御覧いただき、お考えになったことなど御意見をお寄せいただきますようお願い致します。

「歩くまち・京都」総合交通戦略とは

「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、健康、環境、公共交通、子育て・教育、コミュニティ、景観、観光、経済などの幅広い観点から、「歩いて楽しいまち」の実現を目指しています。平成20年7月に審議会及び3つの検討部会を設置して、歩行者優先憲章（仮称）の制定と同時進行で、今年の夏ごろに策定します。



■募集期間 平成21年6月29日(月)～7月28日(火)

■応募方法 郵送, FAX, ホームページで受け付けます。

■お問合せ・応募先

京都市 都市計画局歩くまち京都推進室

住所: 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話: 075-222-3483 FAX: 075-213-1064

ホームページ: <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-5-0-0-0.html>

平成21年6月 「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会



名称

歩行者優先憲章（仮称）草稿案

一段落目

千二百年を超える悠久の歴史を積み重ねてきたわたしたちの京都は、自然を愛で、人々と行き交い、そのことによって優れた環境を守りつつ、賑わいを絶やすことなくまちを大切に育て続けてきました。

二段落目

言うまでもなく、京都には、世界遺産をはじめとした数多くの歴史的資産や、趣あるまち並み、山紫水明の自然や景観、伝統に育まれた文化など、世界に誇るべき財産が凝縮されています。しかしこのような京都の魅力が、クルマを中心とする生活の中で大きく損なわれてきました。それを克服し、永く守りつづけた資産を将来に引き継ぐためにも、新たな交通のあり方を見出すことは、私たちに課された重要な課題です。

三段落目

京都にふさわしい交通の手段は、何よりもまちのたたずまいや環境に負担をかけることのないものでなければなりません。それは過度にクルマに頼ることなく、公共交通を優先し、自分の力で、また時にひとの助けを借りながら、“歩くこと”を中心としたものであるはずです。本来、まちは誰もが安心して快適に歩くことができる場所です。歩くことは健全な心と身体を育む人間本来の活動であり、行き交う人々こそがまちの賑わいと活力の源泉であり、まちがまちであるための大切な要素です。

四段落目

このような認識のもと、わたしたちの京都では、その歴史と伝統に培われた貴重な資産と、地球環境を守り、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、ここに歩行者優先憲章を定めます。

わたしたちの京都では、市民一人一人は、

- 健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。

そして、市民と行政が一体となって、

- だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と交通手段を整え、魅力あるまちを創ります。
- 京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。

前文

本文

FAX 送信表

歩行者優先憲章(仮称)に対する意見応募用紙

FAX: 075-213-1064

御意見などを記入の上、郵送、FAX 又はホームページ上からお送りください。
(御使用いただく応募用紙は他の用紙でも結構です。お問合せ・応募先は表紙を御参照ください。)
なお、今回の歩行者優先憲章(仮称)の全文はホームページにも掲載しています。

- 「歩行者優先憲章(仮称)」の名称や内容についての御意見

--

- 「健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らし」のために、これから自分自身で実践していこうと思うアイデア等

--

「歩くまち・京都」の考え方を、多くの方にアピールするためにも、御賛同いただける皆様の御名前を、新聞等に掲載させていただけないかと考えております。もし、よろしければ、以下に御名前を御記入下さい。

氏名	
----	--

併せまして、「歩くまち・京都」の実現に向けた「一言メッセージ」がございましたら、御名前と共に掲載させていただきますので、是非、以下に御記入下さい。

一言メッセージ 例: 私もクルマ利用を控えます! ダイエットのために歩きます! クルマの利用は控え目に! など
--

京都市では、「歩くまち・京都」に関連した様々な情報を皆様に御提供することを考えております。もし、御関心がございましたら、送付致しますので、メールアドレス又は御住所を御記入下さい。

メールアドレス	
住所	

※上記連絡先は、目的以外には一切使用致しません。また、御意見等に対しましては、個別に回答はしませんので併せて御了承ください。

京都市では、平成 20 年 7 月に「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会を設置し、公共交通に乗ってたくさんの人達がまちに集まるような賑わいある、持続可能な都市「歩くまち・京都」の実現に向け、健康、環境、公共交通、子育て・教育、コミュニティ、景観、観光、経済などの幅広い観点から、交通政策のマスタープランである「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定に向けた検討を進めています。

同戦略の策定に向けて、平成 20 年度に京都市民 14,700 人を対象として実施した市民アンケートからは、大多数の市民の皆様が、京都の「賑わい」と「歴史・伝統」を継承することが大切であり、そのためには、まず「歩行者」を優先することが不可欠である、という願い、そして、公共交通や自転車も活用する一方、過度なクルマ利用を抑えることが重要であるという認識を確認することができました。

こうした圧倒的な市民の皆様からの支持を得ている「歩くまち・京都」の実現を目指すためには、都心部の交通のあり方、歩行環境のあり方、道路空間の使い方、公共交通のあり方などの個々の重要な課題に対して、基本的な考え方を明らかにし、具体的な施策を行う場合においても、それに常に立ち返ることが重要であると考えました。

このため、審議会や検討部会での様々な議論や、市民アンケートを踏まえ、「歩くまち・京都」の実現に向けた行動規範として「歩行者優先憲章(仮称)」の草稿案をとりまとめました。そして更に、約 400 人の市民が参加した「歩くまち・京都」総合交通戦略シンポジウムにおいて草稿案を提示し、基本的な方向性についてお伺いしたところ、多くの皆様から御賛同をいただきました。そして、内容について様々な御意見をいただき、それらの御意見に基づき審議会や検討部会で議論を重ねた上でとりまとめられたのが、現在の「歩行者優先憲章(仮称)」です。

(経過)

平成 20 年 7 月 「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会 設置

同 8 月 第 1 回公共交通優先のライフスタイル検討部会 にて「歩行者優先憲章(仮称)」要素について議論

同 10 月 第 2 回「歩くまち・京都」総合交通戦略審議会 にて「歩行者優先憲章(仮称)」要素について議論

同 11 月 第 2 回公共交通優先のライフスタイル検討部会 にて「歩行者優先憲章(仮称)」視点について議論

同 12 月 第 3 回公共交通優先のライフスタイル検討部会 にて「歩行者優先憲章(仮称)」視点について議論

平成 21 年 1 月 第 3 回「歩くまち・京都」総合交通戦略審議会 にて「歩行者優先憲章(仮称)」要素・視点について議論

同 2 月 第 4 回公共交通優先のライフスタイル検討部会 にて「歩行者優先憲章(仮称)」草稿案について議論

同 2 月 「歩くまち・京都」総合交通戦略シンポジウム にて「歩行者優先憲章(仮称)」草稿案について議論

同 4 月 第 5 回公共交通優先のライフスタイル検討部会 にて「歩行者優先憲章(仮称)」草稿案について議論

同 5 月 第 7 回公共交通ネットワーク検討部会 にて「歩行者優先憲章(仮称)」草稿案について議論

第 5 回未来の公共交通まちづくり検討部会 にて「歩行者優先憲章(仮称)」草稿案について議論

同 5 月 第 4 回「歩くまち・京都」総合交通戦略審議会 にて「歩行者優先憲章(仮称)」草稿案について議論

同 6 月 パブリックコメント実施